

【令和 8 年度】

**学校法人読売理工学院
介護職員初任者研修 (通学) 学則**

東京都文京区小石川一丁目 1 番 1 号
学校法人読売理工学院

学校法人読売理工学院介護職員初任者研修(通学)学則

(事業者の名称・所在地)

第 1 条 本研修は、次の事業者が実施する。

学校法人読売理工学院

東京都文京区小石川一丁目 1 番 1 号

(目的)

第 2 条 本研修は、東京都介護員養成研修事業実施要綱に基づき、高齢者の多様化する

ニーズに対応した介護福祉の担い手となる専門的な知識、技術を有する介護職員の養成を図ることを目的とする。

(実施課程及び形式)

第 3 条 前条の目的を達成するために、次の研修事業（以下、研修という。）を実施する。

介護職員初任者研修課程（通学形式）

(研修事業の名称)

第 4 条 研修の名称は、次のとおりとする。

(1) 東京都離職者等再就職訓練 介護職員初任者研修・福祉用具専門相談員養成科

(第1回、第2回、第3回、第4回、第5回)

(年度事業計画)

第 5 条 令和 8 年度の研修事業は、次のとおり実施する。

区 分	実 施 期 間	募集定員
第1回 読売理工医療福祉専門学校	令和 8 年 6 月 ～ 令和 8 年 8 月	2 4 名
第2回 読売理工医療福祉専門学校	令和 8 年 9 月 ～ 令和 8 年 1 1 月	2 4 名
第3回 読売理工医療福祉専門学校	令和 8 年 1 2 月 ～ 令和 9 年 2 月	2 4 名
第4回 読売理工医療福祉専門学校	令和 9 年 2 月 ～ 令和 9 年 4 月	2 4 名
第5回 読売理工医療福祉専門学校	令和 9 年 3 月 ～ 令和 9 年 5 月	2 4 名
合 計		1 2 0 名

(受講対象者)

第 6 条 受講対象者は、次の者とする。

(1) 離職中の者で、中央・城北職業能力開発センターが適当と認めた者

(第1回、第2回、第3回、第4回、第5回)

(研修参加費用)

第 7 条 研修参加費用は、次のとおりとする。(金額は全て税込み。)

区 分	内 訳	金 額	研 修 参 加 費 用 合 計	納入方法及び 納 付 期 限
第1回 ～ 第5回	受 講 料	無料	6,600円	受講開始日
	テキスト代	6,600円		

※別途 第1回、第2回、第3回、第4回、第5回については、施設実習時に実習先施設によってレントゲン検査費、細菌検査費等(約4,000円)が必要となる場合がある。

(使用教材)

第 8 条 研修に使用する教材は、次のとおりとする。

区 分	テ キ ス ト 名	出 版 社 名
第1回 ～ 第5回	『介護職員初任者研修課程テキスト』 (第5版) 第1巻～第3巻	株式会社日本医療企画

(研修カリキュラム)

第 9 条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、別紙「研修カリキュラム表」のとおりとする。

(研修会場)

第 10 条 前条の研修を行うために使用する講義及び演習会場は、別紙「研修会場一覧」のとおりとする。

(担当講師)

第 11 条 研修を担当する講師は、別紙「講師一覧」のとおりとする。

(募集手続)

第 12 条 第6条に定める者の募集手続は、次のとおりとする。

(1) ハローワークの職業相談窓口で離職者等再就職訓練の受講申込手続きを行う。

(2) 当学院は、施設見学会を実施する。

(3) 当学院は、東京都立中央・城北職業能力開発センターでの選考結果による受講者名簿を受け取る。

(本人確認)

第 13 条 第 6 条第 1 号に定める者の本人確認は、次のとおりとする。

- (1) 本人確認は、受講申込み受付時ハローワークにて行う。

(科目の免除)

第 14 条 科目の免除については、これを認めない。

(修了の認定)

第 15 条 修了の認定は、次の修了評価を行った上、修了認定会議において基準に達したと認められた者に対して行う。

- (1) 成績評価は、東京都介護員養成研修事業実施要綱に規定する「各項目の到達目標、評価、内容」の「修了時の評価ポイント」に沿って、担当講師が科目ごとに行い、その評価をまとめて項目全体の評価を行う。

また、介護に必要な基礎的知識の理解及び生活支援技術の習得状況の評価については、併せて実技試験も行う。実技試験は「9 こころとからだのしくみと生活支援技術」の面接授業内で行う。成績評価で知識・技術等の修得が十分でないと評価された者は必要に応じて補講等を行い、筆記試験より前に到達目標に達するよう支援する。

- (2) 筆記試験は、第 9 条に定めるカリキュラムを全て履修した者に対して行う。

- (3) 修了評価基準は、次のとおり、理解度及び実技実習度の高い順に A、B、C、D の 4 区分で評価した上で、筆記試験及び実技試験の修了評価が C 以上の受講者を、評価基準を満たしたものとして認定する。評価基準に達しない場合には、必要に応じて補講等を行い、基準に達するまで再評価を行う。

評価基準（100 点を満点とする）

A＝90 点以上、B＝80～89 点、C＝70～79 点、D＝70 点未満

(研修欠席者の扱い)

第 16 条 理由の如何にかかわらず、研修開始から 5 分以上遅刻した場合は欠席とする。また、やむを得ない事情で欠席する場合には必ず「欠席届」を提出する。

(補講の取扱い)

第 17 条 研修の一部を欠席した者は有料の補講を受講することにより当該科目を履修したものとみなす。講義、演習の補講は、原則として当学院において実施する予定である。補講にかかる受講料は 1 科目について、3,000 円（税込み）とする。

但し、やむを得ない事情があると認められた者については、補講にかかる受講料は無料とする。

(受講の取消し)

第 18 条 次に該当する者は、受講を取り消すことができる。

- (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みが無いと認められる者
(2) 研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者

(修了証明書の交付)

第 19 条 第 15 条により修了を認定された者には、当学院において東京都介護員養成研修事業実施要綱 8 に規定する修了証明書及び修了証明書（携帯用）を交付する。

(修了者管理の方法)

第 20 条 修了者管理については、次により行う。

(1) 修了者を修了者台帳に記載するとともに永久保存し、東京都が指定した様式に基づき修了者名簿を知事に報告する。

(2) 修了証明書の紛失、氏名変更等があった場合は、修了者の申し出により再発行を行う。

ただし、再発行にかかる発行手数料（修了証明書・携帯用証明書）は、各 1 通 1,000 円（税込み）とし、修了者の負担とする。

(公表する情報の項目)

第 21 条 東京都介護員養成研修事業実施要綱 8 に規定する情報の公表に基づき、当学院ホームページ（URL：<https://www.yomiuririkou.ac.jp/gakuin/>）において開示する内容は、以下のとおりとする。

(1) 研修機関情報

①法人情報＝法人格、法人名称、住所、代表者名

②研修機関情報＝事業所名称、住所、理念、学則、研修施設・設備、在籍講師数（専任・兼任別）

(2) 研修事業情報

①研修の概要＝対象、定員、実習の有無、研修スケジュール（期間、日程、時間数）、研修までの流れ（募集方法、申込方法等）、費用（受講料、テキスト代）、研修の特色、留意事項

②研修カリキュラム＝科目別シラバス（科目別学習計画）

③修了評価＝修了評価の方法、評価者、再履修等の基準

(3) 実績情報＝過去の研修実施回数及び研修修了者数、研修参加人員

(4) 連絡先等

①申込・資料請求先

②法人の苦情対応担当者名・役職・連絡先

③事業所の苦情対応者名・役職・連絡先

(研修事業執行担当部署)

第 22 条 本研修事業は、当学院が設置する人材育成教育センターにて執行する。

(その他留意事項)

第 23 条 研修事業の実施にあたり、次のとおり必要な措置を講じることとする。

(1) 研修に関して下記の苦情等の窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情及び事故が生じた場合には迅速に対応する。

苦情対応部署：人材育成教育センター受講者担当窓口 電話 03-3868-0411

- (2) 事業実施により知り得た受講者等の個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。
- (3) 受講者等が実習等で知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないよう受講者の指導を行う。

(施行細則)

第 24 条 この学則に必要な細則並びにこの学則に定めのない事項で必要があると認められる時は、当学院がこれを定める。

(付 則)

この学則は令和 7 年 1 2 月 1 日から施行する。